

# 回 覧

## 3月23日(月) から交付開始です！



秩父別町路線バス利用券の購入及びタクシー助成券・温泉入館料助成券の配布を3月23日(月)から開始いたします。つきましては、下記各種助成券の対象者をご確認のうえ該当する場合は、役場住民課社会福祉係までお越し下さい。

また、タクシー助成事業については、令和8年度から身体障害者手帳等をお持ちの19歳以上59歳以下の方も対象となりますので、下記タクシー助成事業対象者をご確認下さい。

- 各事業共通事項
  - ・申請の際は印鑑を持参してください。
  - ・各助成券の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
  - ・年度中に各対象年齢に達する方も、4月から利用できます。

### ◆温泉入館料助成事業 ゆう & ゆ入館料半額助成(年間24枚)

対象者：秩父別町に住所を有する60歳以上の方

### ◆タクシー助成事業 町内移動のタクシー料金最大約9割助成

対象者：秩父別町に住所を有する方で、(1)又は(2)に該当する方

- (1) 60歳以上の方
- (2) 19歳以上59歳以下の方で下記のいずれかに該当する方 ※申請時に必ず手帳をご持参下さい。
  - ① 身体障害者手帳(1級・2級)をお持ちの方
  - ② 精神障害者福祉手帳(1級・2級)をお持ちの方
  - ③ 療育手帳(A)をお持ちの方

年 齢	年間交付枚数
19歳～59歳	30枚
60歳～64歳	30枚
65歳～69歳	60枚
70歳～	60枚(※1)

運 賃	支払額
～1,000円未満	100円
1,000円～2,000円未満	200円
2,000円～3,000円未満	300円

※1 利用状況が残り5枚となった状況で30枚の追加交付が可能です。

※2 運賃が3,000円を超える場合、助成券は使用できません。

### ◆路線バス高齢者利用事業 詳細は広報ちっぷべつお知らせ版をご覧ください。

対象者：秩父別町に住所を有する65歳以上の方